

◆特養に入所できるのは原則として要介護3以上の方となります

特別養護老人ホームは、これまでも、重度の要介護状態で、自宅での生活が難しい方に優先的に入所していただくこととしていましたが、介護保険法が改正され、平成27年4月から、原則として、要介護3以上の方のみが入所できることとなりました。なお要介護1や要介護2の方であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入所できます。

Q1：特別養護老人ホームはどんなところですか？

A1：特別養護老人ホームは、特に、重度の要介護状態である高齢の方に対する介護サービスを提供する施設で、主に社会福祉法人により運営されています。小野町の場合、町内に特別養護老人ホームこまち荘や特別養護老人ホームさくらなどがあります。

Q2：どうして要介護3以上の方に入所が限定されるのですか？

A2：現在、特別養護老人ホームの入所を希望しているにもかかわらず、在宅生活を続ける重度の要介護状態の方が多数いらっしゃいます。そのような方が、これまで以上に優先的に特別養護老人ホームに入所することができるよう、原則として要介護3以上の方だけが入所できるよう見直されました。

Q3：要介護1や2で、入所が認められるのはどのような場合ですか？

A3：要介護1や2の方が特例的に入所できるのは、以下のような考慮事項を勘案して特別養護老人ホーム以外での生活が困難な事情がある場合です。

- ① 認知症で、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ③ 深刻な虐待が疑われることなどにより、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること
- ④ 単身世帯など家族などの支援が期待できず、地域での介護サービスなどの供給が不十分であること

Q4：要介護1や2で、入所するための手続きを教えてください。

A4：特別養護老人ホームに入所申し込みをする際に、特別養護老人ホーム以外での生活が困難である事情について、申込書などに記載していただく必要があります。施設は、その申し込みを受けて、必要に応じて市町村の意見も聞きながら、特例入所の対象として認められるか、重度の要介護状態で入所を待っている方と比較して優先的に入所することが適当か、検討していくこととなります。

☎健康福祉課 ☎72-6934



小松欣也さん（株式会社エヌエーシー代表取締役）から介護福祉用具寄贈

株式会社エヌエーシー代表取締役小松欣也さんから介護福祉用具（自動排泄処理装置）5台を寄贈いただきました。

この自動排泄処理装置は、寝たきりとなっている高齢者の排泄を手助けするために介護ベッドに装着して使用するものであり、排泄を自動で感知し、吸引から洗浄、乾燥までを全て処理してくれる装置です。寝たきり高齢者や介護される御家族の負担の解消に役立てていただきたいとご寄贈いただきました。

このたびの小松さんのご厚意に対し、厚く御礼申し上げます。

今後はこの装置を有効活用し、本町の高齢者福祉向上を図ります。

ご利用の際のお問い合わせ

健康福祉課

☎72-6934

小野町社会福祉協議会

☎72-6866